

令和5年度

第1回 香川県公共事業評価委員会

令和5年8月3日

令和5年8月8日

目 次

【総括資料】

- 議事次第 1
- 委員会委員名簿 3
- 香川県公共事業評価実施要領 4
- 香川県公共事業評価委員会設置要綱 7
- 香川県公共事業評価委員会傍聴要領 9
- 再評価対象事業位置図 11
- 再評価対象事業総括表 12
- 再評価の視点と対応方針決定の考え方 14
- 再評価実施要領 16

【別添資料】

- 社会資本整備総合交付金事業（流域下水道事業）
中讃流域下水道（大東川処理区） 資料－ 1
- 社会資本整備総合交付金事業（流域下水道事業）
中讃流域下水道（金倉川処理区） 資料－ 2
- 地方創生港整備推進交付金事業 備讃瀬戸の活力と交流がみなぎる
みなとづくり計画（丸亀港、東浦漁港） 資料－ 3
- 農山漁村地域整備交付金地域水産物供給基盤整備事業
香川県塩飽海域における水域環境保全と水産資源の維持・増大の
ための漁場整備計画 資料－ 4
- 地方創生港整備推進交付金事業 未来の元気な小豆島にむけての
みなとづくり計画（内海港、坂手港、竹生漁港） 資料－ 5
- 農山漁村地域整備交付金農村集落基盤再編・整備事業
（中山間地域総合整備事業）土庄西部地区 資料－ 6

令和5年度 第1回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第

日 時：令和5年8月3日（木） 9：30～

場 所：香川県社会福祉総合センター7階大会議室

1 開 会

2 開会挨拶

3 委員紹介

4 再評価対象事業の審議

○ 事業説明及び質疑応答（評価対象番号1～3）

5 閉 会

令和5年度 第1回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第

日 時：令和5年8月8日（火） 9：30～

場 所：香川国際交流会館 アイパル香川 3階大会議室

- 1 開 会

- 2 再評価対象事業の審議
○ 事業説明及び質疑応答（評価対象番号4～6）

- 3 詳細審議対象事業について

- 4 そ の 他

- 5 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和5年8月現在)

香川大学 名誉教授	白木 渡
(株) 人間科学研究所 所長	池田 弘子
佐藤好美建築工房 主宰	佐藤 好美
(一社) 香川経済同友会 専務理事	國村 一郎
香川大学創造工学部 教授	角道 弘文
香川大学創造工学部 教授	末永 慶寛
香川大学経済学部 准教授	福村 晃一

以上 7 委員 (敬称略・順不同)

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

令和5年度 事業評価【再評価】対象事業位置図



○数字は評価対象番号

①社会資本整備総合交付金事業
(流域下水道事業) 中讃流域下水道
(大東川処理区)

②社会資本整備総合交付金事業
(流域下水道事業) 中讃流域下水道
(金倉川処理区)

③地方創生港整備推進交付金事業
備讃瀬戸の活力と交流がみなぎる
みなとづくり計画 (丸亀港、東浦漁港)

④農山漁村地域整備交付金地域水産物供給基盤整備事業
香川県塩飽海域における水域環境保全と
水産資源の維持・増大のための漁場整備
計画

⑤地方創生港整備推進交付金事業
未来の元気な小豆島にむけてのみなと
づくり計画
(内海港、坂手港、竹生漁港)

⑥農山漁村地域整備交付金農村集落基盤
再編・整備事業
(中山間地域総合整備事業)
土庄西部地区

この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和5年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の有無	摘要
							年数	区分			
1	社会資本整備総合交付金事業 (流域下水道事業)	中讃流域下水道 (大東川処理区)	香川県	坂出市 他1市2町	S52 (1977)	R17 (2035)	再評価後5年 (H30)	D	継続	●	H30再評価
2	社会資本整備総合交付金事業 (流域下水道事業)	中讃流域下水道 (金倉川処理区)	香川県	善通寺市 他3町	S58 (1983)	R17 (2035)	再評価後5年 (H30)	D	継続	●	H30再評価
3	地方創生港整備推進交付金事業 備讃瀬戸の活力と交流がみ なざるみなとづくり計画	丸亀港、東浦漁港	香川県、 坂出市	丸亀市、 坂出市	R3 (2021)	R6 (2024)	—	E	継続		
4	農山漁村地域整備交付金地域 水産物供給基盤整備事業 香川県塩飽海域における水域環 境保全と水産資源の維持・増大 のための漁場整備計画	漁場整備	香川県	丸亀市、 多度津町	H25 (2013)	R7 (2025)	着手後10年	B	継続		
5	地方創生港整備推進交付金事業 未来の元気な小豆島にむけ ての みなとづくり計画	内海港 坂手港 竹生漁港	小豆島町	小豆島町	R2 (2020)	R6 (2024)	—	E	継続		
6	農山漁村地域整備交付金農村 集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備事業)	土庄西部地区	香川県	土庄町	H25 (2013)	R8 (2026)	着手後10年	B	継続		
総計 6事業											

※○：抽出審議

※●：抽出審議＋現場調査

■対応方針(案) 継続 6事業

区 分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1})の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和5年度 事業評価【再評価】対象事業総括表(詳細)

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	4年度まで執行事業費(百万円)	進捗率	残事業費(百万円)	事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要
													年数	区分		
1	社会資本整備総合交付金事業(流域下水道事業)	中讃流域下水道(大東川処理区)	香川県	坂出市他1市2町	S52(1977)	R17(2035)	40,837	37,711	【面整備率】71.6% 1,612.3ha/ 2,251.7ha (令和3年度末) 【事業費ベース】92.3%	3,126	生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図るため。	流域下水道は、市町が整備する流域関連公共下水道の汚水を受け入れて処理している。下水道事業については、未普及対策や老朽化、耐震性能の確保に課題を抱えており、順次、管渠整備や改築更新、地震対策に取り組んでいるが、流域関連公共下水道の事業規模が大きいことや、昨今の厳しい財政状況により、この整備が長期化しているため。	再評価後5年(H30再評価)	D	継続	
2	社会資本整備総合交付金事業(流域下水道事業)	中讃流域下水道(金倉川処理区)	香川県	善通寺市他3町	S58(1983)	R17(2035)	29,310	28,409	【面整備率】94.3% 2,114.5ha/ 2,241.8ha (令和3年度末) 【事業費ベース】96.9%	901	生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図るため。	流域下水道は、市町が整備する流域関連公共下水道の汚水を受け入れて処理している。下水道事業については、未普及対策や老朽化、耐震性能の確保に課題を抱えており、順次、管渠整備や改築更新、地震対策に取り組んでいるが、流域関連公共下水道の事業規模が大きいことや、昨今の厳しい財政状況により、この整備が長期化しているため。	再評価後5年(H30再評価)	D	継続	
3	地方創生港整備推進交付金事業 備讃瀬戸の活力と交流がみながるみなどづくり計画	丸亀港、東浦漁港	香川県、坂出市	丸亀市、坂出市	R3(2021)	R6(2024)	253	138	55%	115	2港を一体的に整備することにより、漁業活動を支える基盤整備を進め、安定した水産物の生産・出荷を促進し、地元市場での取扱い漁獲量の維持及び漁業従業者の所得向上率の上昇の効果発現を図る。	-	-	E	継続	
4	農山漁村地域整備交付金地域水産物供給基盤整備事業 香川県塩飽海域における水域環境保全と水産資源の維持・増大のための漁場整備計画	漁場整備	香川県	丸亀市、多度津町	H25(2013)	R7(2025)	480	448	93%	32	水産資源の維持増大を図るため、有用水産物の稚魚等が育成する場の造成が必要	事業実施箇所に変更が生じ、地元調整に時間を要したため 予算を地震・津波対策に重点配分したため	着手後10年	B	継続	
5	地方創生港整備推進交付金事業 未来の元気な小豆島にむけてのみなどづくり計画	内海港 坂手港 竹生漁港	小豆島町	小豆島町	R2(2020)	R6(2024)	668	460	69%	208	3港を一体的に整備することにより、来島する観光客の維持、観光客への水産特産品の安定供給や神戸・高松方面への水産物の安定的な出荷を図り、島の観光業や水産業の振興を図る。	-	-	E	継続	
6	農山漁村地域整備交付金農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備事業)	土庄西部地区	香川県	土庄町	H25(2013)	R8(2026)	1,731	1,292	75%	439	条件が不利な中山間地域において、防災上早急な対応が必要なため池整備や、持続的な営農を可能とするためのその他農業生産基盤整備、農村地域に快適に住み続けるための農村生活環境基盤整備について、地元からの要望に即して実施する必要がある。	限られた予算を効率的・効果的に執行するよう努めているが、国・県の厳しい財政状況により、必要な予算確保が困難な状況であるため、事業が長期化している。	着手後10年	B	継続	
総計 6事業																

■対応方針(案) 継続 6事業

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1)}の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

再評価の視点と対応方針決定の考え方

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領より)

■ 再評価の視点 (第5の3)

① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性

■ 対応方針決定の考え方 (第5の4)

再評価の視点			対応方針
①事業の 必要性等	②事業進捗の 見込み	③コスト縮減や代替案立案等 の可能性	
○	⇔	○	継続
—			
○	⇔	×	継続
×	⇔	○	
○			中止
×	⇔	×	

地方創生港整備推進交付金と地域再生計画

地方創生港整備推進交付金

- 地方創生推進交付金の1つ
 - 地域の経済基盤の強化又は生活環境整備のため、特に地域の海上輸送及び水産業を通じた地域経済の振興を図ることを目的
 - 地域の交流促進や防災安全といった地域レベルの共通課題への対応に必要となる
重要港湾又は地方港湾の港湾施設
第1種又は2種漁港の漁港施設
- 一体整備を支援

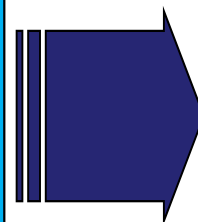
地域再生計画

- 地方創生港整備推進交付金を活用するためには、地方公共団体等により、地域の実情に応じて地域再生の目標及び地域再生を図るために行う事業等を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要

- 地域再生計画の名称
- 地域再生計画の作成主体の名称
- 地域再生計画の区域
- 地域再生計画の目標
- 地域再生を図るために行う事業
- 計画期間
- 目標の達成状況に係る評価に関する事項
(中間年度⇒ 中間評価、終了年度⇒事後評価)

中間評価事項

- ① 事業の進捗状況
- ② 地域再生計画の目標に掲げる中間目標値の実現状況
- ③ 今後の方針等

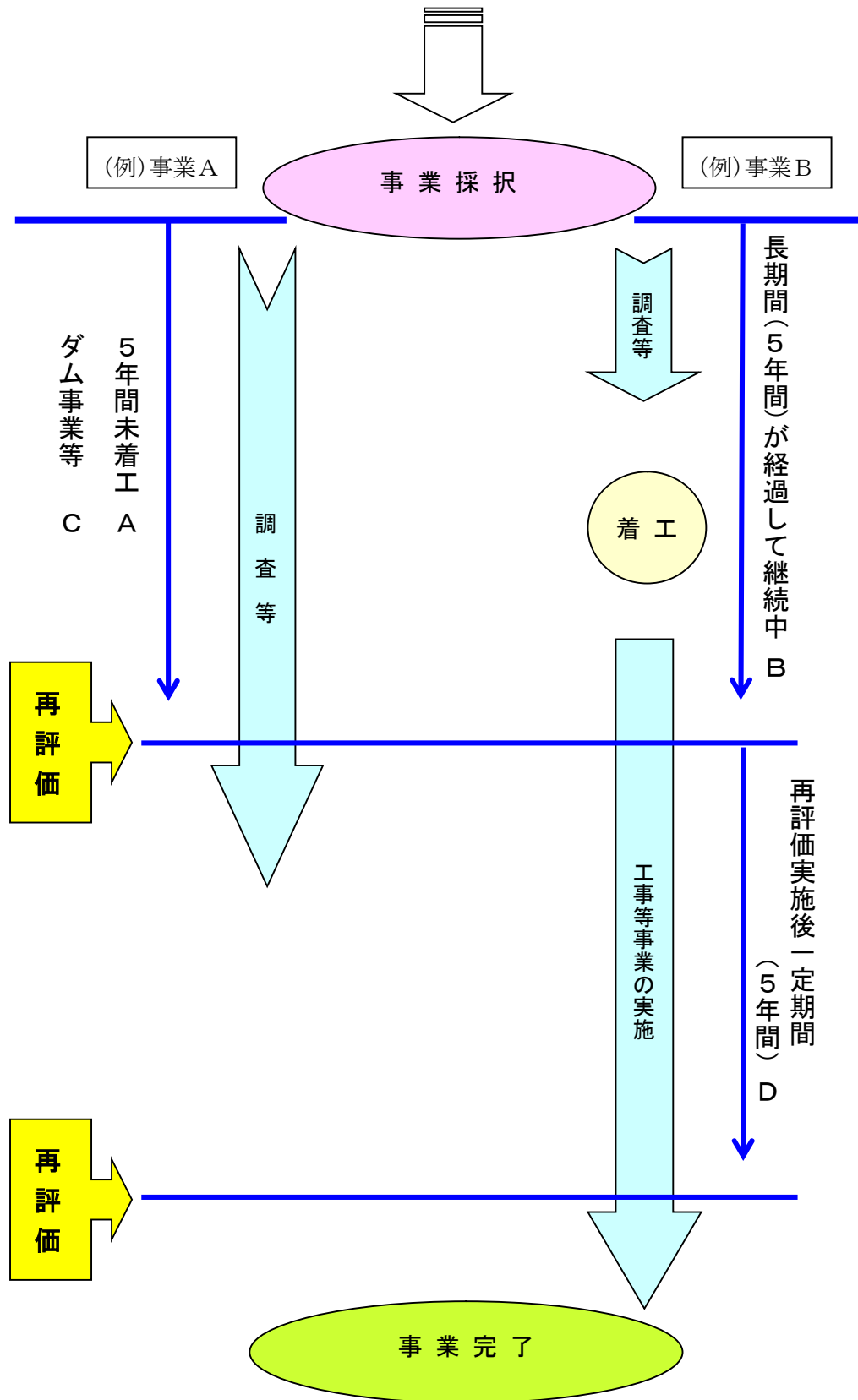


香川県公共事業
評価委員会へ諮問

再 評 価 実 施 要 領

- 事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）・・・・・・・・・・ 17
- 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領・・・・・・・・・・ 18
- 下水道事業の再評価実施要領細目・・・・・・・・・・ 29
- 農山漁村地域整備交付金実施要綱・・・・・・・・・・ 35
- 農山漁村地域整備交付金実施要領・・・・・・・・・・ 43
- 農業農村整備事業等補助事業評価実施要領・・・・・・・・・・ 49
- 地方創生推進交付金制度要綱・・・・・・・・・・ 52

事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）



※その他社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要性が生じた場合：E

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。
- (2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業
この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。
- (3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着

工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は3年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

2 留意事項

(1) 高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。

(2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
 - ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。
 - ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
 - ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
 - ④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間（継続中の場合）又は3年間（未着工の場合）が経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業

の対応方針を決定する。

- ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。）に係る対応方針を決定する。
- ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- (4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。
- (5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、1 (3) ①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1 (3) ②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果

及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 対応方針の決定者及び所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、再評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
 - 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。
 - 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等に送付するものとする。
- ② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再

評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。

- (4) 再評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

- ① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。
- ② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。
- ③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。
- ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第7 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

- 1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成28年3月31日改定）」は、廃止する。

第9 経過措置

- 1 第4の1(3)①及び②(1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
 - ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
 - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
 - ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。
- 2 第4の1(3)②(2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として

平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

下水道事業の再評価実施要領細目

第1 目的

「下水道事業の再評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、下水道事業の再評価を実施するための細目を参考としてまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

下水道事業の再評価の実施に当たっては各事業主体（独立行政法人を含む。）が当該事業の経緯、地域固有の条件、事業特性等を勘案しつつそれぞれの事業に応じた方法でこれを行うこととする。本細目は、標準的な下水道事業を対象として再評価を実施する場合を想定し、再評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適切でない場合については、再評価の実施主体において別途適切な方法を講じ、再評価を実施しなければならない。

第3 再評価の対象とする事業の範囲

1 対象事業

- ・ 公共下水道事業
- ・ 特定公共下水道事業
- ・ 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 流域下水道事業
- ・ 都市下水路事業

但し、管理に係る事業等は再評価の対象から除外する趣旨に鑑み、新たな機能の付加・改良を伴わない単純な更新のみを行う事業については対象事業から除外する。

2 再評価の実施主体

再評価の実施主体は、事業の実施主体とする。

- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、都市下水路事業については、原則として市町村又は一部事務組合とする。都道府県代行制度により事業を実施している場合においては、都道府県の協力を得たうえで市町村とする。
- ・ 流域下水道事業については、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道の事業主体である市町村又は一部事務組合の協力を得たうえで都道府県とする。

- ・独立行政法人が事業を直接施行している場合においては、下水道管理者である地方公共団体と十分な調整を図ったうえで独立行政法人とする。

第4 再評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

- ・事業箇所毎に全体計画を対象として再評価を実施する。
全体計画に含まれる地方公共団体の単独事業については、これを含めたうえで一体的に評価を行う。
なお、独立行政法人が直接施行している事業については、当該事業箇所毎に再評価を実施する。
- ・流域下水道事業は、原則として処理区（分流式の雨水については排水区）を単位にして評価を実施する。
なお、流域下水道事業については、流域関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と一体的に評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。
- ・公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（いずれも流域関連の事業を含む）は、原則として処理区（分流式の雨水について排水区）を単位にして評価を行う。
但し、小規模な事業については、市町村単位で一括して評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。
- ・公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。
- ・都市下水路事業は、事業箇所を単位として評価を行う。
但し、近接して1市町村内に複数の都市下水路事業がある場合においては、流域単位に一括して評価を行うことができるものとする。

2 事業採択、未着工の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とする。「事業費が予算化された」とは、当該事業の補助対象事業費が財政法第34条の2第1項の規定に基づき財務大臣の承認を受けたことをいう。

(2) 用地買収手続きに着手していない事業

「用地買収手続きに着手していない事業」とは、「用地買収の契約が1件も成立していない事業」とする。

(3) 工事に着手していない事業

「工事に着手していない事業」とは、「現地における工事中測量及び地質調査等に着手していない事業」とする。

3 事業採択後5年間を経過した時点で着手済みの事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

以下の項目により事業が順調に進展しているか確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 関連計画及び関連事業の状況

上位計画等の変更の有無、関連事業の進捗状況。

(2) 事業の進捗状況

下水道法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画（以下「事業計画」という。）と当該時点における事業の進捗状況の比較。

(3) 地元情勢

事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する協力等の状況。

4 社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等により、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

上位計画等の変更、関連事業の休止・中止等、社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等があった場合には、3.の指標及び以下に基づき、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 技術革新

新技術等の技術革新の事業手法等への適用の有無。

5 事業採択後5年間を経過した事業及び再評価実施後5年間を経過した事業について、再評価の評価手法を選択する際の視点

第3の1で定める全ての事業を対象に、3.に掲げる項目について評価手法選定表により確認を行い、評価手法を選択する。確認の結果、全ての項目について順調に進展していると認められる場合には第6の2に定める「チェックリスト等による評価手法」によるものとし、それ以外の場合については第6の1に定める「詳細な評価手法」によるものとする。

その際、下水道事業は、事業単位が市町村又は複数市町村にわたる広域的なものであること、事業内容が汚水処理、浸水対策、高度処理、処理水及び汚泥の有効利用等と多彩なことなどから、当初より長期的な計画を策定し、段階的に整備を行っていくことが効率的であること、このため事業期間が必然的に10年を越えることが多いことなどを踏まえた上で再評価の評価手法を選択し、効率的な再評価を行う必要がある。

なお、評価手法選定表については、別に定める。

また、複数の処理区又は排水区を有する市町村については、再評価実施時期を揃え

るため、再評価を実施する処理区又は排水区に合わせてその他の処理区又は排水区の再評価を行うことができるものとし、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業については、流域下水道事業の再評価時において、一体として再評価を実施できるものとする。

6 下水道法に基づく事業計画変更の扱い

事業採択後、事業計画の変更が行われた事業のうち、新たに追加された処理区については、「事業費が予算化された時点」を「事業計画の変更が行われた時点」に読み替えることとする。

第5 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続き

(1) 評価の実施部局

再評価の実施主体は、事業主体である地方公共団体及び独立行政法人であり、そのうち、下水道事業の所管部局が中心となって再評価を実施する。

(2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、以下の通りとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

① 事業概要

事業名、処理区名及び面積 (ha 単位)、処理施設の名称、処理方法、処理能力 (晴天時日最大、雨天時日最大)、計画処理人口、事業採択年度、事業費 (補助対象事業費、単独事業費)

② 再評価に関する指標

第6の1に定める指標とする。

但し、チェックリスト等による評価手法による場合は、第6の2に定める項目とする。

(3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下の通りとする。

① 再評価に係る資料

② 対応方針 (事務局案)

③ 再評価を実施する事業の一覧表

(4) 再評価の実施時期

事業主体は、当該年度に再評価を実施した事業について、毎年11月末日までに再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定したうえで補助金交付等に係る要求を行う。その際、再評価に係る資料及び対応方針を併せて提出する。

なお、再評価の実施主体は、補助金交付等に係る要求に当たっては、再評価結果、

対応方針等について公表する。

(5) 再評価結果等の提出先

再評価に係る資料及び対応方針の提出先は、必要に応じて当該補助事業を所管する地方支分局等を経由して、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課とする。

2 評価結果，対応方針等の公表

(1) 公表内容

国土交通省都市・地域整備局下水道部及び地方支分部局等は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第4の2項に従い、再評価の実施主体から提出された資料等をもとに当該事業の補助金交付に関する対応方針を決定し、翌年度予算の実施計画策定時に以下の資料を公表する。

- ・再評価を実施した事業
- ・対応方針
- ・事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯

(2) 公表方法

公表は、記者発表、国土交通省都市・地域整備局下水道部における閲覧等によるものとする。

第6 評価の方法

1 詳細な評価手法の設定

再評価は、以下の指標に基づき実施するものとする。

(1) 事業の進捗状況に関する指標

- ・進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢等

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

- ・社会経済情勢
- ・自然環境条件
- ・計画変更の有無及びその程度

(3) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用効果分析を実施しないことができるものとする。

(4) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

- ・コスト縮減方策
- ・代替案の検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、別に定める。

但し、再評価の実施主体はこれらの評価手法を参考に、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

2 チェックリスト等による評価手法の設定

第4の5において、チェックリスト等による評価手法を選択するものとされた事業については、以下の項目についてチェックリスト等により確認を行い、事業の継続の必要性を判断するものとする。

- ・事業の進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢の著しい変化の有無
- ・社会経済情勢の著しい変化の有無
- ・自然環境条件の著しい変化の有無
- ・全体計画の変更の有無
- ・費用効果分析の結果

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用効果分析を実施しないことができるものとする。

第7 施行期日

- 1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成19年11月22日に改定された下水道事業の再評価実施要領細目は廃止する。

農山漁村地域整備交付金実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2378 号

第 1 目的

我が国の農林水産業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面している。その一方で、農山漁村地域においては、近年の集中豪雨等による湛水被害の頻発化や、昨今の高潮・津波による被害の増大、更なる大規模地震やそれによる津波の発生が懸念されるなど、これまで以上に自然災害への対策が必要となっている。

このような状況の中、地域社会の核である農山漁村を守るためには、構造改革を進めながら、農林水産業の高付加価値化等を図り、競争力ある「攻めの農林水産業」を展開していくとともに、国土強靱化の観点から、一層の防災・減災対策に取り組んでいくことが必要である。

そのためには、農業水利施設、漁港施設や海岸保全施設の老朽化及び耐震化対策、山地災害対策等の農山漁村の防災・減災対策、水田の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備や森林・林業の再生等の地域活性化のための取組を、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、推進することが重要である。

このため、都道府県又は市町村が農業農村基盤整備、森林基盤整備、水産基盤整備等を実施するための農山漁村地域整備交付金制度を措置することにより、農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図り、もって「攻めの農林水産業」の実現に資するものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金の対象

1 交付対象事業

(1) 農山漁村地域整備交付金は、(2)に掲げる交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、国が都道府県又は市町村に対して交付する交付金をいう。

(2) 交付対象事業は、次に掲げる事業とし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長、畜産局長、林野庁長官及び水産庁長官（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。

① 基幹事業

ア 農業農村基盤整備事業

- (ア) 農地整備
- (イ) 水利施設整備
- (ウ) 農地防災
- (エ) 農村整備
- (オ) 農業用水保全の森づくり事業

イ 森林基盤整備事業

- (ア) 森林整備事業
- (イ) 治山事業

- ウ 水産基盤整備事業
 - (ア) 水産物供給基盤整備事業
 - (イ) 漁場保全の森づくり事業
 - (ウ) 漁港漁村環境整備事業
 - a 漁業集落環境整備事業
 - b 漁港環境整備事業
 - c 漁村再生交付金事業
- エ 海岸保全施設整備事業
 - (ア) 海岸保全施設整備事業
 - a 海岸保全施設整備事業
 - b 津波・高潮危機管理対策事業
 - c 海岸環境整備事業
- オ 盛土緊急対策事業
 - (ア) 盛土による災害防止のための調査事業
 - (イ) 盛土緊急対策事業
- ② 効果促進事業

2 事業実施主体及び要件

(1) 事業実施主体

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、都道府県、市町村、農林漁業団体等であって、交付対象事業ごとに農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

(2) 要件

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、以下の要件を満たすものとする。

- ① 沖縄県において実施されるものでないこと。
- ② 1の(2)の②に掲げる効果促進事業に係る事業費が、第3の農山漁村地域整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を超えるものでないこと。
- ③ 農村振興局長等が別に定める実施要件を満たすものであること。

3 交付期間

農山漁村地域整備交付金を交付する期間は、整備計画ごとに、農山漁村地域整備交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から数えておおむね3年から5年までとする。

第3 農山漁村地域整備計画

1 整備計画の記載内容及び提出

農山漁村地域整備交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するものとする。また、市町村長は、当該整備計画を都道府県知事に提出するとともに、都道府県知事は、当該整備計画を自ら策定したとき又は市町村長から提出を受けたときは、農林水産大臣に提出するも

のとする。

- (1) 整備計画の名称
- (2) 整備計画の目標
- (3) 整備計画の期間
- (4) 整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (5) 整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- (6) 基幹事業（別紙に定めるものに限る。）の費用対効果
- (7) 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項
- (8) その他必要な事項

2 整備計画の内容確認及び受理

農林水産大臣は、1の整備計画の提出を受けた場合には、当該整備計画内容を確認の上、受理するものとする。

3 整備計画の変更等

- (1) 計画主体が、農山漁村地域整備交付金を充てて1の整備計画に記載のある交付対象事業以外の交付対象事業を実施しようとするとき、又は1の整備計画について農村振興局長等が別に定める変更を行うときは、新たな整備計画又は変更後の整備計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 2の規定は、(1)の場合において準用する。

第4 助成

国は、第3の整備計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長等が別に定めるところにより、都道府県又は市町村に対し、毎年度、予算の範囲内で農山漁村地域整備交付金を交付するものとする。

第5 農山漁村地域整備計画の評価

- 1 計画主体は、整備計画の農林水産大臣への提出前に、農村振興局長等が別に定める事項について自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。
- 2 交付期間の終了後速やかに、農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて交付期間内において、中間評価を行うことができる。
- 3 農林水産大臣は2の報告を受けたときには計画主体に対し、必要な助言を行うことができる。

第6 交付金交付決定前の着手

事業実施主体は、交付金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、農村振興局長等が別に定めるところにより、その理由を記載した農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届を農林水産大臣に提出するものとする。

第7 監督等

- 1 事業実施主体が都道府県である場合にあつては、国は当該都道府県に対し、市町村が事業実施主体である場合にあつては、国及び都道府県は当該市町村に対し、都道府県又は市町村が補助する農林漁業団体等が事業実施主体である場合にあつては、都道府県又は市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の法令の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国は事業実施主体に対し、農村振興局長等が別に定めるところにより、その施行する交付対象事業に係る実施要件確認に必要な資料の提出を求めるものとする。

第 8 委任

- 1 農山漁村地域整備交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによる。
- 2 農山漁村地域整備交付金の実施において、この要綱に基づき、地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け農林水産事務次官依命通知。以下「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表 1 の 1 に定める事業を実施する場合、農村振興局長等が別に定めるところにより実施するものとする。

第 9 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱第 16 に基づき、農林水産大臣が確認し、受理した農山漁村地域自主戦略整備計画は、第 3 の 2 の規定により受理された整備計画とみなすことができる。
- 2 農山漁村地域整備交付金において、平成 25 年 2 月 26 日より前に地域自主戦略交付金交付要綱に基づき実施していた事業であつて、同日以降農山漁村地域整備交付金を充てて事業を実施するものについては、農山漁村地域整備交付金に移行されたものとみなすこととし、その取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例によるものとする。

附則 この通知は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の (2) の交付対象事業の実施に当たり、平成 24 年度補正予算（第 1 号）を充てて行う場合は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議

決定)」の3つの重点分野のうち、「復興・防災対策」又は「暮らしの安心・地域活性化」の分野に該当し、かつ、緊急的に必要とされる内容に限って実施するものとする。

附則 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、平成 29 年度以降に着手する事業に適用し、平成 28 年度以前に着手した事業については、なお従前の例による。ただし、別紙に定める事業に平成 29 年度以降に着手する場合であって、費用対効果を算出することができないやむを得ない理由がある場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、費用対効果を整備計画に記載しないことができる。

附則 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、平成 30 年度補正予算（第 2 号）を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、平成 31 年度当初予算の臨時・特別の措置を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。
- 3 この通知による改正規定は、平成 31 年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成 30 年度以前の歳出予算に係る国の交付で平成 30 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前のおりとする。

附則

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和元年度補正予算（第 1 号）を充てて行う場合は、「水害対策を中心とした防災・減災、国土強靱化の更なる強力な推進（安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年 12 月 5 日閣議決定）」のために必要な事業に限って実施する。
- 3 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和元年度補正予算（第 1 号）を充

てて行う場合は、「総合的な TPP等関連政策大綱」（令和元年 12 月 5 日 TPP等総合対策本部決定）に基づく中山間地域における基盤整備のために必要な事業に限って実施する。

- 4 上記附則第 2 及び第 3 の事業については、それぞれの予算の範囲内で実施するものとする。

附則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和 2 年度当初予算の臨時・特別の措置を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。

附則 この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

費用対効果を記載する基幹事業

実施要綱第3の1の(6)の規定に基づき費用対効果を整備計画に記載する基幹事業は、次の①及び②に掲げる地区において実施する事業のうち、下表に定める事業とする。

なお、既に地方公共団体において費用対効果を算出している場合は、その値を記載することができる。

- ① 農業農村基盤整備事業（農業用水保全の森づくり事業を除く。）にあつては、土地改良法（昭和24年法律第195号）又は農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長・21農振第2454号農林水産省農村振興局長・21林整計第336号林野庁長官・21水港第2724号水産庁長官通知）に定めるところにより、費用対効果を算出する地区。
- ② 農業農村基盤整備事業（農業用水保全の森づくり事業に限る。）、森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業にあつては、総事業費が10億円以上の地区。

基幹事業名	備考
農業農村基盤整備事業	
農地整備	
水利施設整備	
農地防災	農地防災事業にあつては、農村振興局長が別に定めるものに限る。
農村整備	農業集落排水事業のうち、調査及び計画の策定、機能診断調査及び最適整備構想の策定を除く。
農業用水保全の森づくり事業	共生環境整備事業のうち森林環境教育促進整備を除く。
森林基盤整備事業	
森林整備事業	1. 共生環境整備事業のうち、森林環境教育促進整備を除く。 2. 林道点検診断・保全整備事業を除く。
治山事業	1. 予防治山のうち、山地災害危険地区の調査を除く。 2. 機能強化・老朽化対策を除く。

水産基盤整備事業	
水産物供給基盤整備事業	
漁場保全の森づくり事業	共生環境整備事業のうち、森林環境教育促進整備を除く。
漁港漁村環境整備事業	
・漁業集落環境整備事業	機能診断及び機能保全計画の策定・保全工事、防災対策に必要な施設整備を除く。
・漁港環境整備事業	
・漁村再生交付金事業	
海岸保全施設整備事業	
海岸保全施設整備事業	
・海岸保全施設整備事業	
・海岸環境整備事業	放置座礁船の処理を除く。

農山漁村地域整備交付金実施要領

平成 22 年 4 月 1 日
21 生畜第 2045 号
21 農振第 2454 号
21 林整計第 336 号
21 水港第 2724 号

(最終改正) 令和 5 年 4 月 1 日
4 畜産第 3008 号
4 農振第 3446 号
4 林整計第 907 号
4 水港第 3227 号

第 1 趣旨

農山漁村地域整備交付金の実施については、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件

1 基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

① 農地整備

別紙 1-1 及び別紙 1-2 に定めるところにより、農地の大区画化・汎用化等の整備、飼料生産の基盤整備、実施計画の策定等を行う事業をいう。

② 水利施設整備

別紙 2 に定めるところにより、農業用排水施設の整備等を行う事業をいう。

③ 農地防災

別紙 3-1 及び別紙 3-2 に定めるところにより、農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業をいう。

④ 農村整備

別紙 4-1 及び別紙 4-2 に定めるところにより、農業農村の活性化を目的として農業生産基盤や農村生活環境等のきめ細やかな整備を行う事業をいう。

⑤ 農業用水保全の森づくり事業

別紙 5 に定めるところにより、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給や土砂流入の軽減を図るため、水源地域における森林整備等を行う事業をいう。

(2) 森林基盤整備事業

① 森林整備事業

別紙 6 に定めるところにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村

の生活環境の改善にも資する路網整備等を行う事業をいう。

② 治山事業

別紙7に定めるところにより、水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防対策等を行う事業をいう。

(3) 水産基盤整備事業

① 水産物供給基盤整備事業

別紙8に定めるところにより、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るための整備を行うもの。

② 漁場保全の森づくり事業

別紙9に定めるところにより、磯焼けや土砂流出等により悪化している漁場環境を改善するため、荒廃した防災林の整備や上流域における森林整備等を行う事業をいう。

③ 漁港漁村環境整備事業

ア 漁業集落環境整備事業

別紙10に定めるところにより、水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業をいう。

イ 漁港環境整備事業

別紙10に定めるところにより、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業をいう。

ウ 漁村再生交付金事業

別紙10に定めるところにより、地域の既存ストックの有効活用等を通じた総合的な整備を効率的に推進することにより、個性的で豊かな漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備を行う事業をいう。

(4) 海岸保全施設整備事業

① 海岸保全施設整備事業

ア 海岸保全施設整備事業

別紙11に定めるところにより、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業をいう。

イ 津波・高潮危機管理対策事業

別紙11に定めるところにより、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業をいう。

ウ 海岸環境整備事業

別紙11に定めるところにより、国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う事業をいう。

(5) 盛土緊急対策事業

① 盛土による災害防止のための調査事業

別紙 12-1 に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。

② 盛土緊急対策事業

別紙 12-2 に定めるところにより、以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所等の緊急的な対策等を行う事業をいう。

ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和 3 年 8 月 11 日付け 3 農振第 1295 号・3 林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

2 効果促進事業

別紙 13 に定めるところにより、農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）の目標を達成するため、1 に掲げる基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業をいう。ただし、事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業でないこと。

第 3 農山漁村地域整備計画

1 農山漁村地域整備計画の関係者との調整

整備計画の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

2 整備計画の様式

整備計画の提出に当たっては、別記参考様式第 1 号を参考とするものとする。

3 提出様式

整備計画の提出は、別記参考様式第 2 号を参考とするものとする。

4 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。

(2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

(3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。

(4) 都道府県等が作成する農業振興地域整備計画、地域森林計画、圏域総合水産基盤整

備事業計画、海岸保全基本計画及び国土強靱化地域計画等の関連する計画との整合を図ること。

(5) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。

(6) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

5 整備計画の提出

実施要綱第3の1の整備計画の提出に当たっては、事業実施の前年度3月末日までに提出するものとする。前年度から整備計画の変更等がない場合であっても同様の扱いとし、新たな整備計画又は変更後の整備計画については、その都度提出するものとする。

6 整備計画の変更

実施要綱第3の3の農村振興局長等が別に定める変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 整備計画の廃止
- (2) 整備計画の期間の変更
- (3) 整備計画の目標の変更
- (4) 交付対象事業の全体事業費の変更
- (5) 交付対象事業の新設又は廃止

第4 助成

実施要綱第4の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに別紙1-1から別紙12-2までに定めるものとする。

第5 農山漁村地域整備計画の評価

1 実施要綱第5の1の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 目標の妥当性
- (2) 整備計画の効果・効率性
- (3) 整備計画の実現可能性

2 実施要綱第5の2の農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 成果目標の目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

3 実施要綱第5の2の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。

第6 交付金交付決定前の着手

- 1 実施要綱第6の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合に限って行うことができるものとする。
 - (2) 事業実施主体は、交付金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
 - (3) 農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届の提出に当たっての様式は、別記参考様式第3号を参考とするものとする。

第7 監督等

実施要綱第7の2の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、別紙1-1から別紙12-2までに定めるとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長、22農振第2216号農林水産省農村振興局長、22林整第359号林野庁長官、22水港第2429号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成23年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成22年度の歳出予算に係る国の交付で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局長、23農振第2611号農林水産省農村振興局長、23林整計第345号林野庁長官、23水港第3034号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成24年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成23年度の歳出予算に係る国の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前のとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成25年2月26日付け24農振第2103号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附則 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙 1－1 運用 1 の第 11 の 2、別紙 1－1 運用 2 の第 11 の 12、別紙 1－1 運用 4 の第 3 の 7、別紙 2 運用 1 の第 7 の 3 (8)、別紙 2 運用 2 の第 9 の 4、別紙 2 運用 3 の第 9、別紙 2 運用 4 の第 8、別紙 2 運用 5 の第 8、別紙 3－1 運用 1 の第 6 の 6、別紙 4－1 運用 1 の第 11 の 3、別紙 4－1 運用 3 の第 2 の 5 及び別紙 4－1 運用 4 の第 2 の 3 の (2) の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 1－1 運用 1 の第 1 の 3 (5) 及び別紙 2 運用 2 の第 1 の 3 (5) に規定されている中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号
最終改正 令和5年1月20日付け4畜産第2052号
令和5年1月20日付け4農振第2328号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

(1) 事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の(1)のイ及び(2)のイ並びに2の(1)のイ及び(2)のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

(2) 当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

(3) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

(1) 事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の(2)のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであって、総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体

の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- (2) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあっては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

[再評価地区別資料記載項目]

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

[事後評価地区別結果書記載項目]

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

(2) 地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

(3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第5 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第6 評価結果等の公表

1 畜産局長等は、基本計画第5の3の(4)のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の3月末日までに評価書を公表するものとする。

2 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第7 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

第8 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第9 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

地方創生推進交付金制度要綱

平成28年4月20日
府地事第16号
28農振第45号
国総政第1号
環廃対発第1604201号
平成30年6月1日
一部改正
令和3年3月30日
一部改正
令和4年3月25日
一部改正

第1 通則

地方創生推進交付金に関しては、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第1号及び第13条、地域再生法施行令(平成17年政令第151号。以下「令」という。)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)及び法第4条第1項の地域再生基本方針(以下「基本方針」という。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

なお、本要綱は、法第5条第4項第1号ロ及び第13条の規定を踏まえ、内閣府が、農林水産省、国土交通省、環境省と共に定める。

第2 目的

地方創生推進交付金は、地方公共団体が、法第5条第4項第1号の規定により地域再生計画に記載された、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「地方版総合戦略」という。)に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生(以下「地方創生」という。)に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第3 定義

1 地方創生推進交付金

法第5条第4項第1号及び第13条に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生推進交付金(地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号。)第11条に基づく交付金を除く。)及び地方創生整備推進交付金をいう。

2 交付対象者

地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)の交付対象者は、法第4条の3に規定する地方公共団体とする。

第4 地域再生計画

1 地域再生計画の認定の申請

1) 交付金の交付を受けようとする法第5条第1項に規定する地方公共団体（法第5条第4項第1号口の事業にあつては、交付金の交付を受けた都道府県が交付する間接補助を受けて事業を実施しようとする市町村を含む。以下同じ。）は、法第5条第4項第1号に規定する事業（交付金を充てて行うものに限る。）に関する事項を記載した同条第1項の地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

2) 1) の申請は、交付金の交付を受ける全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

3) 地域再生計画に基づく事業に関する留意事項

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、地方公共団体が自主的な取組として、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、地域再生計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するように努めるものとする。また、真に必要なかつ有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

2 認定基準

内閣総理大臣は、1 1) の申請があつた地域再生計画のうち法第5条第4項第1号に規定する事業に関する事項の部分について、同条第15項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

1) 法第5条第15項第1号「地域再生基本方針に適合するものであること」に係る具体的な判断基準

- ・法第5条第4項第1号に規定する「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業であることに留意する。

①自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

②官民協働

地方公共団体のみを取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

③地域間連携

単独の地方公共団体のみを取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

④政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行

う事業であること。

⑤デジタル社会の形成への寄与

デジタル技術の事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及びその活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。

⑥事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

⑦地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

⑧事業が先導的であると認められるその他の理由

・基本方針の4 3) ③ へ a.に定める「法令等を遵守しているものであること」の適用に当たり、交付金を充てて行う事業に係る関係法令等（補助金に係る要綱を含む。以下「関係法令等」という。）に定める基準・規格に適合し、あらかじめ所要の手続を了していること。

・基本方針の4 3) ③ へ b.に定める「地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること」の適用に当たり、交付金を充てて行う事業に関して、経済性を勘案して効率的な事業を選定していること。

2) 法第5条第15項第2号「当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること」に係る具体的な判断基準

・地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等により、具体的目標を定めることに努めるなど、当該交付金を充てて行う事業について、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること。

3) 法第5条第15項第3号「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に係る具体的な判断基準

・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、事業の実施が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

3 認定地域再生計画の軽微な変更

認定地域再生計画の変更について、次に掲げるものは法第7条第1項の軽微な変更として扱うものとする。

1) 交付金の事業量（法第5条第4項第1号ロの事業にあつては、施設ごとの整備量又は同号ロ（1）から（3）までに規定する事業の種類ごとの事業費）の2割以内の増減

- 2) 交付金を充てて行う法第5条第4項第1号ロの事業の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの

第5 法第5条第4項第1号イの事業に関する実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

法第5条第4項第1号イの事業に関する交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、第4に掲げる地域再生計画の認定の申請のほか、別に定めるところにより実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

2 実施計画の変更

法第5条第4項第1号イの事業に関する交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

第6 交付対象事業

1 法第5条第4項第1号イに規定する事業

- 1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- 2) 移住及び定住の促進に資する事業
- 3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- 4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- 5) 1) から4) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

2 法第5条第4項第1号ロに規定する道・汚水処理施設・港の整備事業

交付金の交付の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる法第5条第4項第1号ロ（1）から（3）までに規定する事業ごとに定められた施設であって、関係法令等に基づき実施されるものとする。

なお、法第5条第4項第1号ロの事業は、原則として、法第5条第4項第1号イに規定する事業その他の政策効果を高めるソフト事業と連携・組合せするよう努めるものとする。

また、第7の規定による配分計画の作成、第8の規定による交付金予算額の移替え及び第9の規定による交付金の交付に際しては、便宜上、以下の交付金名を用いるものとする。

（種 類）	（施設区分）
1) 法第5条第4項第1号ロ（1） （地方創生道整備推進交付金）	市町村道、広域農道又は林道
2) 法第5条第4項第1号ロ（2） （地方創生汚水処理施設整備 推進交付金）	公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽
3) 法第5条第4項第1号ロ（3）	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

(地方創生港整備推進交付金)

第二条第二項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設

第7 法第5条第4項第1号ロの事業に関する配分計画の作成

内閣総理大臣は、毎年度、認定地域再生計画に基づき交付金を充てて行う法第5条第4項第1号ロの事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、令第10条各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、法第5条第4項第1号ロ（1）から（3）までに規定する事業ごとに、同条の規定により交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の交付金の総額は、第6に規定する法第5条第4項第1号ロ（1）から（3）までに規定する事業及び施設の区分に応じ、関係法令等に従い、認定地域再生計画に記載された施設の整備事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び対象施設の整備事業の進捗を勘案し、法第8条第1項の認定地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

第8 法第5条第4項第1号ロの事業に関する交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第7により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、法第5条第4項第1号ロの事業に充てる交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 交付金の交付

1 法第5条第4項第1号ロの事業に関する交付金の交付に関する事務の簡素化

農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣は、地方公共団体に対する統一的な窓口を設けるほか、交付申請に係る様式の統一化など地方公共団体の事務手続に係る負担の軽減を図りつつ、第8により移し替えられた法第5条第4項第1号ロの事業に充てる交付金の交付を行うものとする。

2 交付金の交付事務

交付金の交付事務は、法第13条第3項に基づき交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第10 交付金の交付期間

交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度からおおむね5箇年度以内とする。

第11 効果の検証

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況につ

いて、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

第 12 認定地域再生計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

- 1 交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、当該事業に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、自主的な取組として認定地域再生計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うよう努めるものとする。
- 2 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。
- 3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ・ 交付金を充てた事業の進捗状況
 - ・ 中間評価にあつては認定地域再生計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあつては認定地域再生計画の目標値等の実現状況
 - ・ 今後の方針等
- 4 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行うものとする。
- 5 地方公共団体は、認定地域再生計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第 13 重要業績評価指標の検証状況及び認定地域再生計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第 11 による検証の結果及び第 12 による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。

第 14 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第 15 交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日付け府地事第 184 号、2 農振第 3094 号、国総政第 35 号、環循適発第 2103251 号）

この通知は、地域再生法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 72 号）の施行の日（令和 3 年 4 月 1 日）から施行する。